

## 【介護報酬改定の概要】

### ○ リハビリテーションマネジメント加算

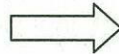
より効率的・効果的なリハビリテーションを実施する観点から、介護支援専門員を通じ、居宅サービスを担う他の事業所に対して日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報の伝達を行うなど多職種協働の推進を行った場合の加算を導入。

### ○ 短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所直後又は初めて要介護認定を受けた後に早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的に、リハビリテーションを実施した場合の加算を導入。

(従来の日常生活活動訓練加算は、リハビリテーションマネジメント加算及び短期集中リハビリテーション実施加算の創設に伴い廃止。)

リハビリテーションマネジメント加算  
(新規)  
短期集中リハビリテーション実施加算  
(新規)



(介護予防訪問リハビリテーションの場合)

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から起算して

3月以内

200 単位/日

(訪問リハビリテーションの場合)

リハビリテーションマネジメント加算

20 単位/日

短期集中リハビリテーション実施加算

退院・退所日又は認定日から起算して

1月以内

330 単位/日

退院・退所日又は認定日から起算して

1月超3月以内

200 単位/日